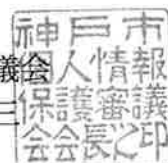




答申第 490 号
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日
付け神企情第 2092 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり
答申します。

記

財務会計システム ホスト残機能のサーバ移行等に伴う改修について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 平成 28 年度末にホストコンピュータの廃止が予定されていることに伴って、ホストコンピュータに残されている財務会計システムに係るホスト残機能をオープン系サーバに移行することは必要不可欠であると認められ、また、移行後は新財務会計システムと一体化し、より効率的な運用が図られることから、公益に資するものと認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

財務会計システム ホスト残機能のサーバ移行等に伴う改修について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(個人情報の項目)

債権者コード

債権者名

住所

電話番号

口座情報

支払金額

引去額

純支払額

債権の内容

支払状況 (履行確認年月日, 請求書受理日, 支払指定日/期限)

受取人情報

債務者コード

債務者名

住所

電話番号

口座情報

収納金額

債務の内容

納期限